

熊本県商工観光労働補助金等交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、商工業及び観光の振興、雇用の安定、職業能力の開発並びに労働者の福祉の増進を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別に定める。

(補助金等の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類の様式は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 各事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支予算書 別記第2号様式（事業によっては、知事が別に定める様式とすることができる。）

3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

- 2 知事は、補助金等の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第10条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

- 第5条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別に定める。
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、各事業ごとに知事が別に定める。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(工事の着工及び完成報告)

- 第7条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書（別記第7号様式）を、工事が完成したときは工事完成報告書（別記第7号様式を準用する。）を直ちに知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第8条 規則第11条の規定による状況報告は、別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 収支精算書（別記第2号様式を準用する。）
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業等の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。
- 4 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

- 第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金等の請求等)

- 第11条 規則第16条第1項の請求書は別記第10号様式によるものとする。

- 2 補助金等の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金等概算払（又は前金払）申請書（別記第11号様式）及び補助金等概算払（又は前金払）請求書（別記第12号様式）によるものとする。
- 3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

（補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第13号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第21条第2項に規定する期間は、別に定める。

（証拠書類の保管）

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、経過後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

（雑則）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成26年4月1日以後に補助金等の交付申請の意思表示が行われる事務又は事業について適用し、同日前に補助金等の交付申請の意思表示が行われた事務又は事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成27年3月10日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年（2020年）3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年（2020年）4月9日から施行する

附 則

- 1 この要項は、令和2年（2020年）6月23日から施行する